議案第19号

八幡浜市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について 標記条例を次のように制定する。

令和5年2月28日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市立図書館条例の一部を改正する条例

八幡浜市立図書館条例(平成17年条例第102号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
(設置及び運営の基準)	(設置及び運営の基準)		
第6条 図書館の設置及び運営の基準は、法 <mark>第7</mark>	第6条 図書館の設置及び運営の基準は、法 <mark>第1</mark>		
条の2及び博物館法第8条によるものとする。	<u>8条</u> 及び博物館法第8条によるものとする。		

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

図書館法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。